

6 練福介第 3365 号  
令和 6 年 9 月 26 日

指定地域密着型サービス事業者 代表者 様  
指定介護予防・生活支援サービス事業者 代表者 様  
指定居宅介護支援事業者 代表者 様  
指定介護予防支援事業者 代表者 様

練馬区高齢施策担当部  
介護保険課長 阿部 卓也  
(公印省略)

### 電子申請・届出システムの受付開始について（通知）

日頃より、当区の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただきまして、真にありがとうございます。

「電子申請・届出システムの受付開始時期および事前準備のお願いについて（通知）」（令和 6 年 8 月 23 日 6 練福介第 2854 号）により、厚生労働省にて運用が開始されている「電子申請・届出システム」について、令和 6 年 10 月より練馬区において受付を開始する予定であることから、事前準備のお願いをしたところです。

このたび、「電子申請・届出システム」の受付開始日が下記のとおり確定しました。「電子申請・届出システム」の利用方法の詳細につきましては（別紙）「操作ガイド\_（介護事業所向け）ver2.00」等をご確認ください。

なお、「電子申請・届出システム」の運用開始後、当面の間は従来の郵送、持参および電子メールでも受け付けしますが、原則、「電子申請・届出システム」で届出するようお願いいたします。

### 記

#### 1 受付開始日

令和 6 年 10 月 1 日（火）

#### 2 URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ 練馬区への届出は令和 6 年 10 月 1 日以降からご利用ください。

### 3 対象のサービスおよび手続

サービス	「電子申請・届出システム」で届出可能な手続
地域密着型サービス	・新規指定申請 ・指定更新申請
介護予防・生活支援サービス	・変更届出 ・加算届出
居宅介護支援事業	・休止届出 ・廃止届出
介護予防支援	・再開届出 ・指定辞退届出

※ 訪問介護等の都指定サービスについては、都のスケジュールをご確認ください。

### 4 その他

(1) 以下の手続について、申請届出メニューに表示されますが、練馬区では使用しません。

- ・ 指定を不要とする旨の届出
- ・ 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請
- ・ 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請
- ・ 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請
- ・ 介護予防支援委託の届出
- ・ 指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請

(2) 「電子申請・届出システム」の利用にあたってはG ビズ ID の取得が必須です。ホームページ等をご参照いただき、取得をお願いいたします。

G ビズ ID 申請ホームページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※ 既に gBizID プライムをお持ちの場合は申請不要です。

(3) 電子申請・届出システムの操作方法については「(別紙) 操作ガイド\_(介護事業所向け) ver2.00」をご参照ください。詳細版については、電子申請・届出システムの画面右上の「ヘルプ」に掲載されています。

また、操作ガイド(介護事業所向け)を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を説明している動画もありますので、併せてご参照ください。

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl\\_5MM5](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5)

(厚生労働省 YouTube チャンネル)

(担当) 練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

電話：03-5984-1461 (直通)

メール：KAIG015@city.nerima.tokyo.jp